

# 落札者決定基準

件 名

仙台市図書館情報システム（2028）

設計・構築・運用保守業務委託

令和8年9月

仙台市 教育局 市民図書館

「仙台市図書館情報システム（2028）設計・構築・運用保守業務委託」（以下、「本業務」という。）に当たり、以下に掲げる方法等により、落札者を決定する。

## 1. 審査機関

総合評価一般競争入札を実施するため、技術提案評価及び価格評価により審査を行い、落札候補者を選考するため、審査機関を設置する。

- (1) 本業務の技術的な審査については、関係職員による本業務に係る総合評価委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- (2) 委員会は、落札者決定基準の策定、技術提案書の評価及び落札者の選定について審査する。
- (3) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項及び落札候補者の決定については、地方自治法施行令167条の10の2第4項及び第5項の規定により、学識経験を有する者の意見を聴くこととする。

## 2. 落札者決定の方法

### (1) 落札者

- (a) 次の要件のいずれかに該当する応札者は失格とし、評価対象としない。要件の確認は（ア）から（オ）の順に行い、要件に該当した時点でそれ以降の確認、評価は行わない。
  - （ア） 本業務の応札者の資格に関する事項を満たしていない。
  - （イ） 入札価格が予定価格の範囲内ではない。
  - （ウ） 提案内容に記載すべき事項が記載されていない。
  - （エ） 本書別紙「評価基準表」（以下、単に「評価基準表」という。）に示す「評価区分」が「必須」の項目について、提案要求事項を満たしていない項目がある。
  - （オ） 技術提案書の内容について本市の求める説明又は確認に応じない者。または、提出書類に重大な虚偽の記載を行い、契約の適正な履行に影響を及ぼすと認められる者。
- (b) 上記（a）において失格としたものを除く応札者の中から、価格評価点及び技術提案評価点の合計点（以下、「総合評価点」という。）が最も高い者を落札候補者として決定するものとする。

総合評価点 = 価格評価点 + 技術提案評価点

- (c) 総合評価点の最も高いものが2者以上あるとき（同点のとき）は、当該応札者にくじを引かせ、くじにより決定した者を落札候補者とする。この場合において、当該応札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に係らない職員にくじを引かせ落札候補者を決定する。

- (d) 落札候補者に対しては、本業務に係る契約書案に規定する個人情報保護規定の遵守の可否について調査を行い、その結果を外部委託審査会で審査（※）し、個人情報保護の対策が適切かつ十分に取れることが承認された者を落札者とする。（企業連合の場合、構成員についても当該調査を実施する。）

※詳細については、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」を参照すること。

[https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/documents/guideline\\_r8-4-1.pdf](https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/documents/guideline_r8-4-1.pdf)

(2) 価格評価点及び技術提案評価点

- (a) 価格評価点を 1 8 4 7 点、技術提案評価点を 5 5 4 1 点とし、その合計である総合評価点については、7 3 8 8 点満点とする。
- (b) 価格評価点については、入札価格に応じ、次に示す算式により点数化するものとする。なお、この計算の結果生じた端数については、小数点以下第 1 位までを有効とし、小数点以下第 2 位を四捨五入するものとする。
- 価格評価点 = 価格点の配分(1 8 4 7 点) × (予定価格－入札価格) / (予定価格)
- (c) 技術提案評価点については、下記の「3. 技術の評価方法」、「4. 評価基準」、「5. 提案書の審査方法」により、評価項目表の評価項目ごとに評価し、評価項目ごとの点数配分に応じて得点を付与する。

- (3) 応札者は、入札及び技術提案書等提出後に、入札説明書・仕様書等の不知又は不明、技術提案書の記載事項の錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

3. 技術の評価方法

(1) 評価の対象

評価は提出された技術提案書等を基に行う。

(2) 技術提案書等の内容

- (a) 技術提案書には、「調達仕様書」「技術提案書等作成要領」に基づき、評価項目についての認識、具体的な実現方法及びその手法の選択理由等を記載すること。これによらない項目及び内容等の記載については、評価しないものとする。
- (b) 原則として評価基準表の評価項目・細目が明らかになるように記載すること。

(3) 技術提案内容の評価

技術提案内容の機能、性能及び技術の評価については、下記の「4. 評価基準」、「5. 提案書の審査方法」により、本業務に対する理解度や提案の具体性・合理性等の観点から評価するものとする。

#### 4. 評価基準

技術提案評価点の評価方法は、以下のとおりとする。

##### (1) 評価項目の設定

技術提案書の評価項目及び配分点については、本業務の目的や内容に応じて必要性・重要性を考慮し、次のとおり設定する。

図表 5－1 評価項目一覧表

|   | 大項目        | 中項目                     | 得点配分 |      |
|---|------------|-------------------------|------|------|
|   |            |                         | 必須   | 加点   |
| 1 | 業務目的       | (1) 業務目的・範囲             | 1    | 200  |
| 2 | 本業務の実施内容   | (1) 業務の履行場所             | 2    | －    |
|   |            | (2) 業務内容                | 1    | －    |
|   |            | (3) 本業務の進め方             | 1    | 150  |
|   |            | (4) スケジュール              | 1    | 50   |
|   |            | (5) 作業体制                | 4    | －    |
| 3 | 新システムの実現内容 | (1) システムに対する理解          | 1    | －    |
|   |            | (2) 新システム構成             | 3    | －    |
|   |            | (3) 新業務パッケージソフト         | 6    | 250  |
|   |            | (4) 新拠点間ネットワーク構成        | 1    | －    |
|   |            | (5) 新運用拠点               | 1    | －    |
|   |            | (6) 新システム形態             | 1    | －    |
|   |            | (7) 新ホームページ             | 1    | －    |
|   |            | (8) 新システム設備構成           | 9    | 150  |
|   |            | (9) 新グループウェア            | 1    | －    |
|   |            | (10) 非機能要件の実現方法         | 1    | 250  |
|   |            | (11) 業務委託要件             | 5    | 100  |
|   |            | (12) 運用保守要件             | 2    | 150  |
|   |            | (13) サービスレベル定義          | 1    | 50   |
| 4 | 新システムの提案内容 | (1) 提案                  | －    | 450  |
| 5 | その他        | (1) 著作権等                | 1    | －    |
|   |            | (2) 機密保持、個人情報、行政情報の取り扱い | 1    | －    |
|   |            | (3) 情報セキュリティ事故発生時の対応    | 1    | －    |
|   |            | (4) 業務の引き継ぎ             | 1    | －    |
|   |            | 合計                      | 47   | 1800 |

##### (2) 評価基準の設定

評価基準表のとおり評価項目ごとに評価細目を定め、細目ごとの評価の基準を設定する。

### (3) 評価方法

#### (a) 評価項目の得点構成

評価項目の得点は、提案要求事項ごとに得点が決まる（評価項目ごとの得点配分は評価基準表の「得点配分」欄を参照）。

#### (b) 基礎点評価

基礎点は、必須要件（評価基準表の評価区分が必須である項目）に設定されており、評価の際には要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。

応札者は提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できていないとみなされた場合は、その応札者は失格となる。

#### (c) 加点の評価

加点は、評価基準表の評価区分が任意である項目に設定されており、2種類の評価タイプ（「最重要」、「重要」）と4段階評価（S、A、B、C）の組み合わせにより採点を行う（「図表5－2 加点評価表」を参照）。

図表5－2 加点評価表

| 評価 |                                     | 評価タイプ |    | 評価方法              |
|----|-------------------------------------|-------|----|-------------------|
|    |                                     | 最重要   | 重要 |                   |
| S  | 評価Aに該当する提案内容の中で、他の提案内容と比較して特に優れている。 | 150   | 50 | 相対評価 <sup>※</sup> |
| A  | 本市にとって非常に有益と認められる提案内容となっている。        | 90    | 30 | 絶対評価              |
| B  | 本市にとって有益と認められる提案内容となっている。           | 45    | 15 |                   |
| C  | 本市にとって有益と認められない提案内容となっている。          | 0     | 0  |                   |

※A評価に該当する者が1者の場合、提案内容を踏まえS評価またはA評価とする。  
また、A評価に該当する者が複数いる場合においても、S評価に該当するものがない場合もある。

加點評価のうち、機能要件対応表の「重要度」が「加點」となっている機能への評価については、加點項目ごとに設定した得点を実現可能な場合に加算し、合計得点を求め、「図表 5－3 機能要件評価表」より 4 段階評価（S、A、B、C）を行う。

図表 5－3 機能要件評価表

| 評価 |               | 評価タイプ（重要） | 評価方法 |
|----|---------------|-----------|------|
| S  | 合計得点が最も高い     | 5 0       | 相対評価 |
| A  | 合計得点が 2 番目に高い | 3 0       |      |
| B  | 合計得点が 3 番目に高い | 1 5       |      |
| C  | 合計得点が 4 番目以下  | 0         |      |

(d) 技術提案評価点の計算

$$\text{技術提案評価点} = (\text{基礎点} + \text{加點評価点}) \times 3$$

5. 提案書の審査方法

提案内容に対し委員会は原則として次の方法により審査を行うものとし、その他必要に応じ、資料等について入札者に確認を求めるものとする。

(1) 書面審査

技術提案書の内容を確認する。補足資料は技術提案書の確認のための参考資料とする。

(2) 対面によるヒアリング

書面上確認しがたい内容等がある場合は、入札者に連絡の上、対面によるヒアリングで確認する。担当者は質問等に対応できるよう配慮すること。